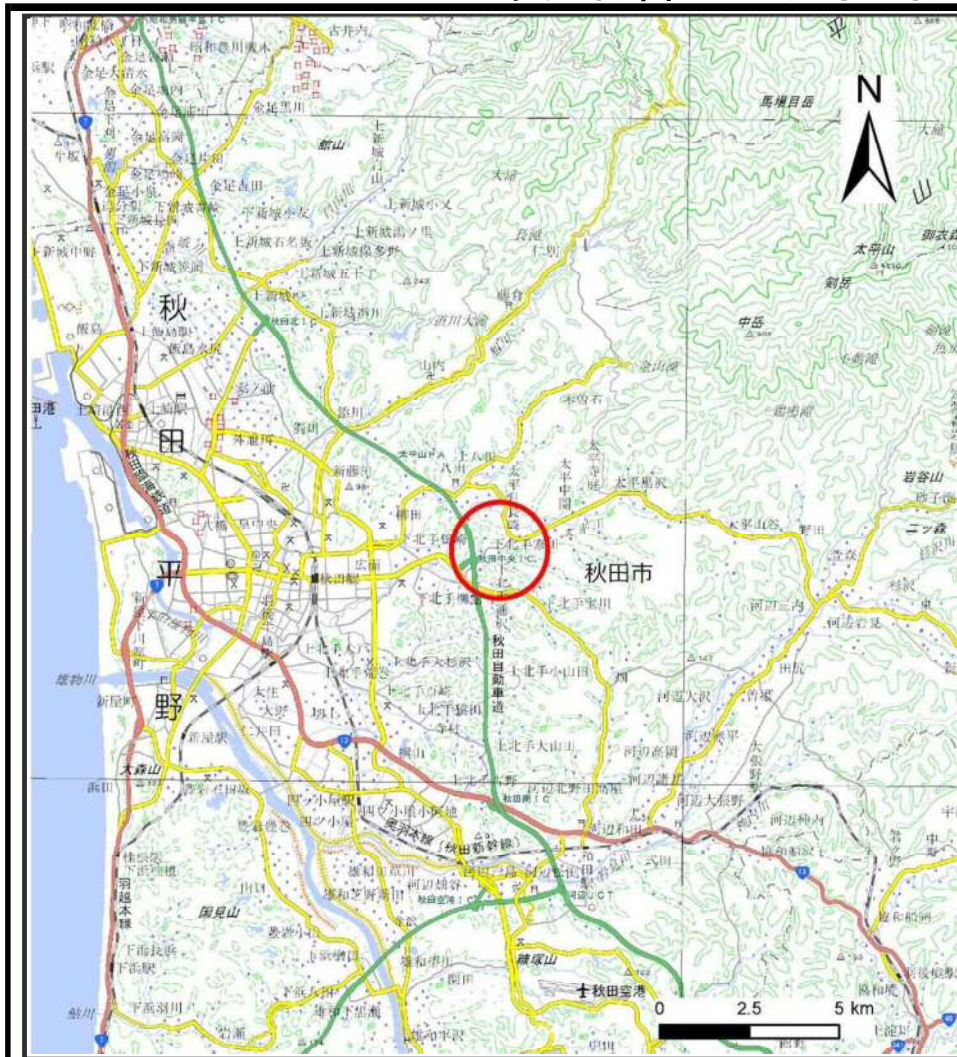
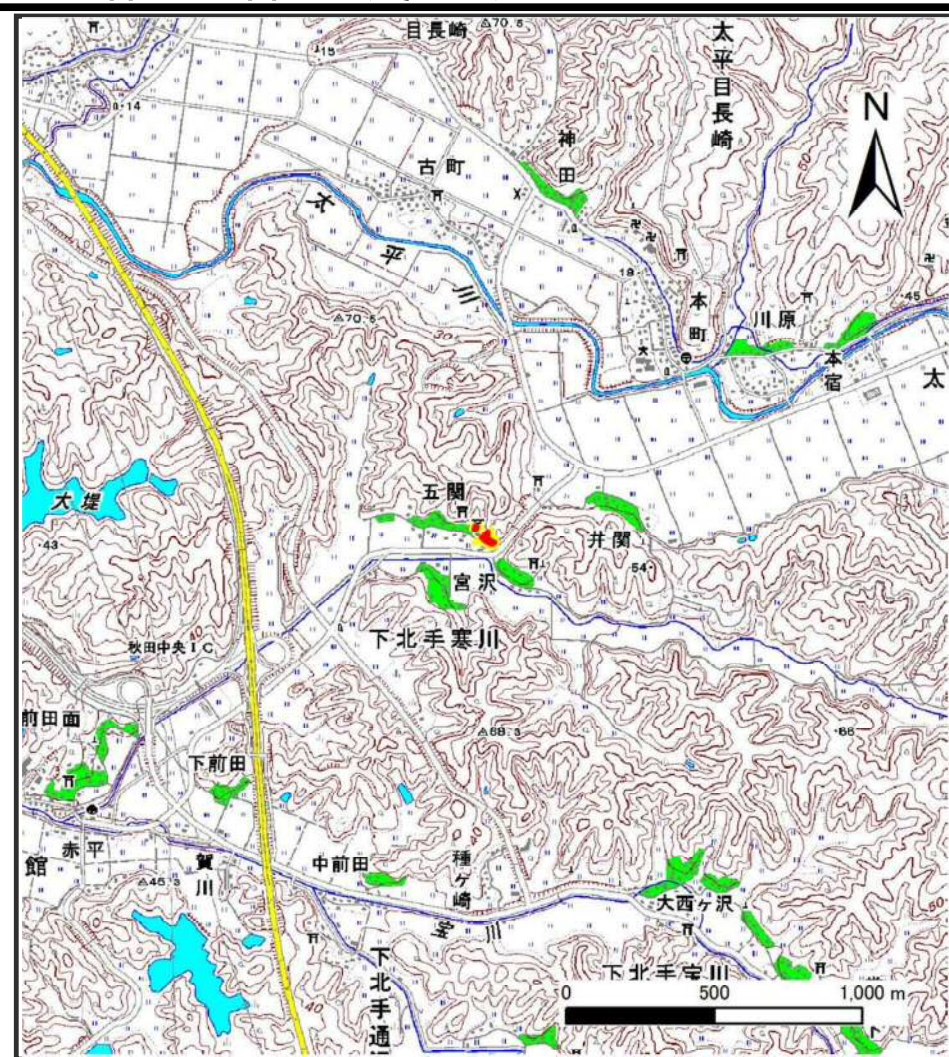


土砂災害警戒区域等の指定の公示に係る図書 (その1)



(1/200,000)



(1/25,000)

様式-1 (急)

土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域 位置図

自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

箇所番号

II-492

箇所名

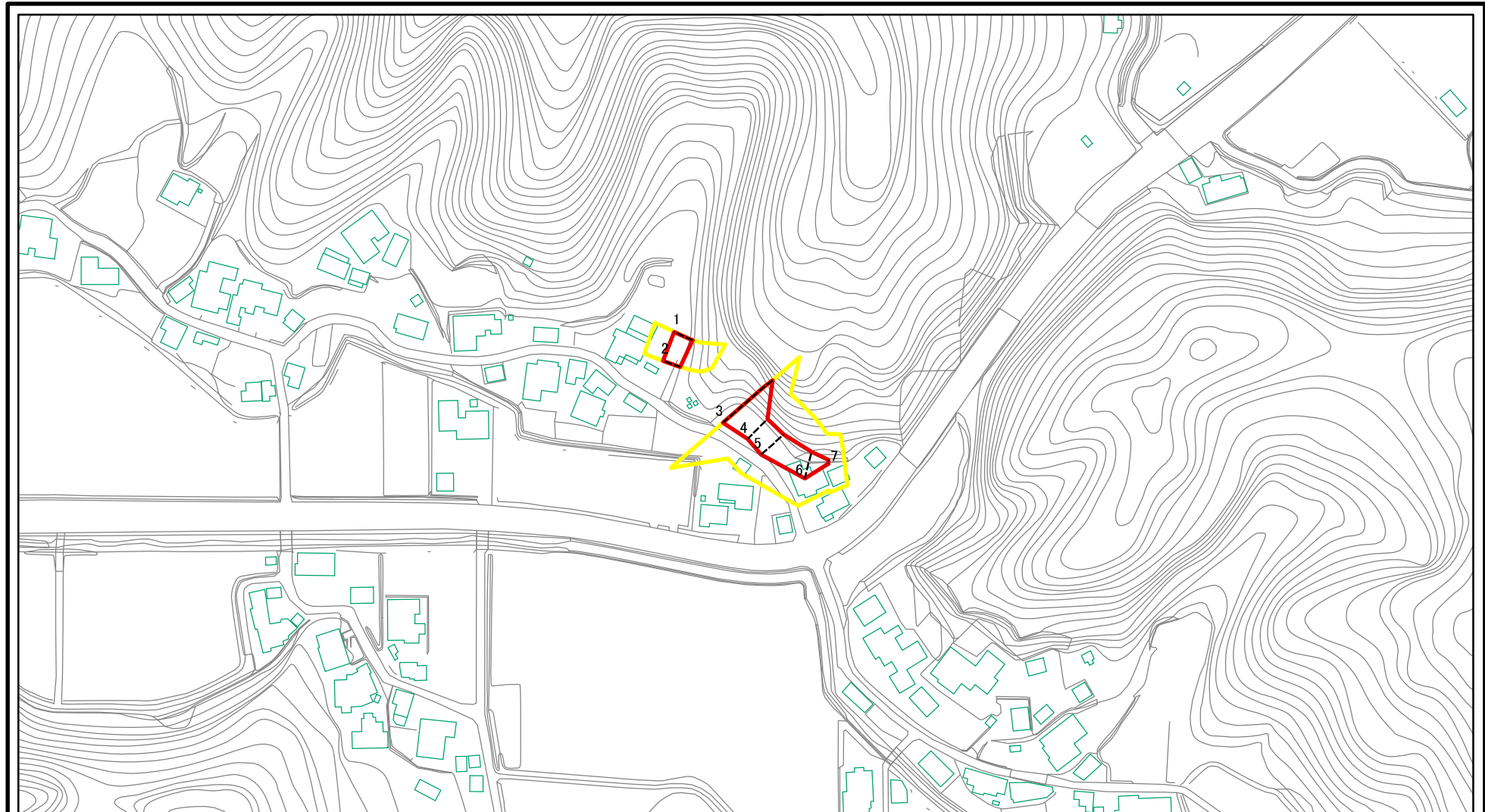
五関4号

所在地

秋田県秋田市下北手寒川字五関及び寒川

この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図25000及び電子地形図20万を複製したものである。(承認番号 平29情複、第1336号)

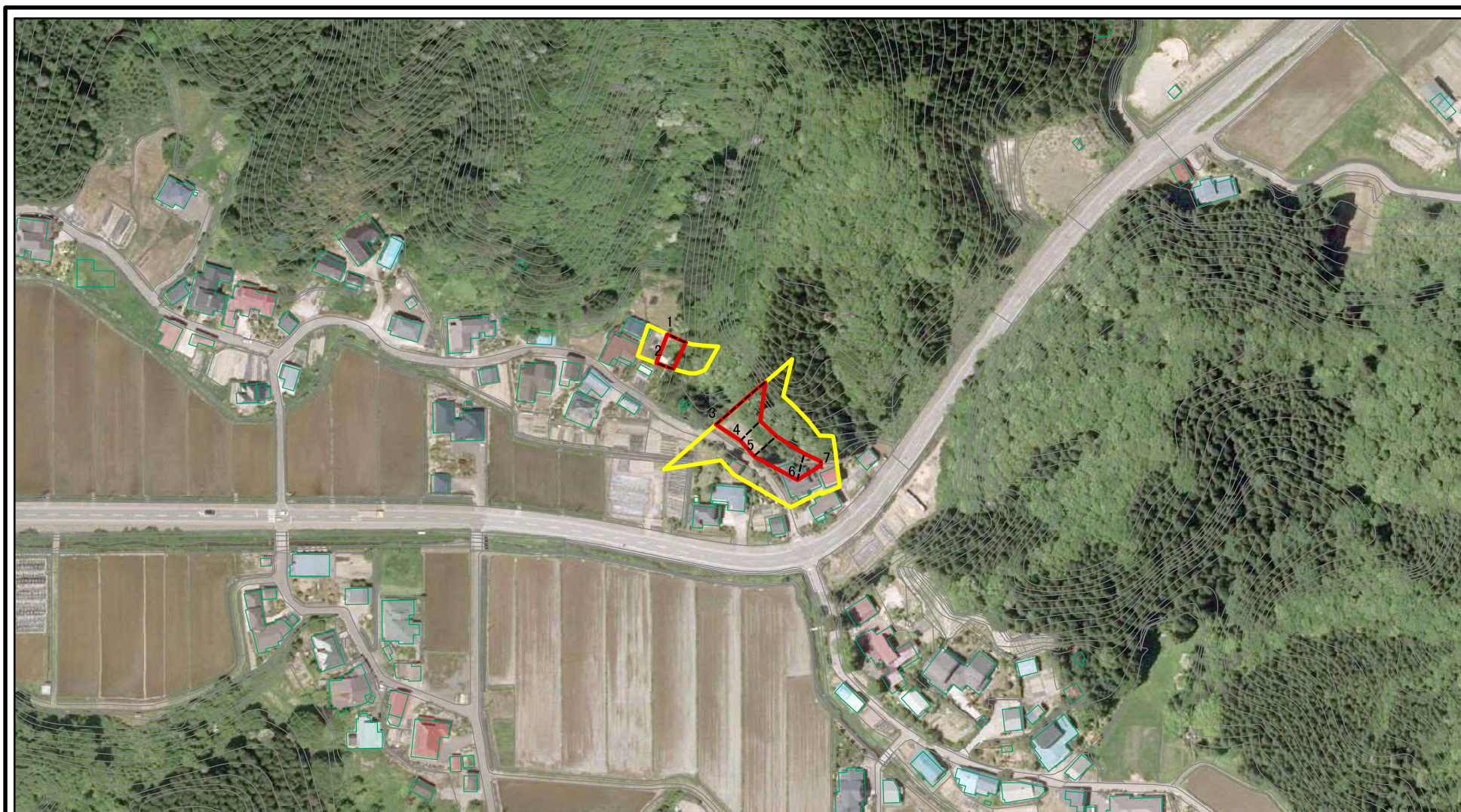
土砂災害警戒区域等の指定の公示に係る図書(その2)



図中の数字は横断測線番号を示す

様式-2(急) 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域 区域図(その1)	土砂災害防止法施行令第二条の基準に該当する区域		N	自然現象の種類	急傾斜地の崩壊	箇所番号	II-492
	土砂災害防止法施行令第三条の基準に該当する区域			告示番号	第358号	箇所名	五関4号
	土砂等の(移動)高さが1m以下の場合、土砂等の移動による力が100kN/mを超える区域		縮尺	告示年月日	平成30年7月13日	所在地	秋田県秋田市下北手寒川 字五関及び寒川
	土砂等の堆積の高さが3mを超える区域		1:2,500				
	それ以外の区域						

土砂災害警戒区域等の指定の公示に係る図書(その2-1)



図中の数字は横断測線番号を示す

様式-2-1(急)

土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域
区域図(その2)

土砂災害防止法施行令第二条の基準に該当する区域	
土砂災害防止法施行令第三条の基準に該当する区域	
土砂等の(移動)高さが1m以下の場合、土砂等の移動による力が100kN/mを超える区域	
土砂等の堆積の高さが3mを超える区域	
それ以外の区域	



縮尺

1:2,500

自然現象の種類

告示番号

告示年月日

急傾斜地の崩壊

第358号

平成30年7月13日

箇所番号

箇所名

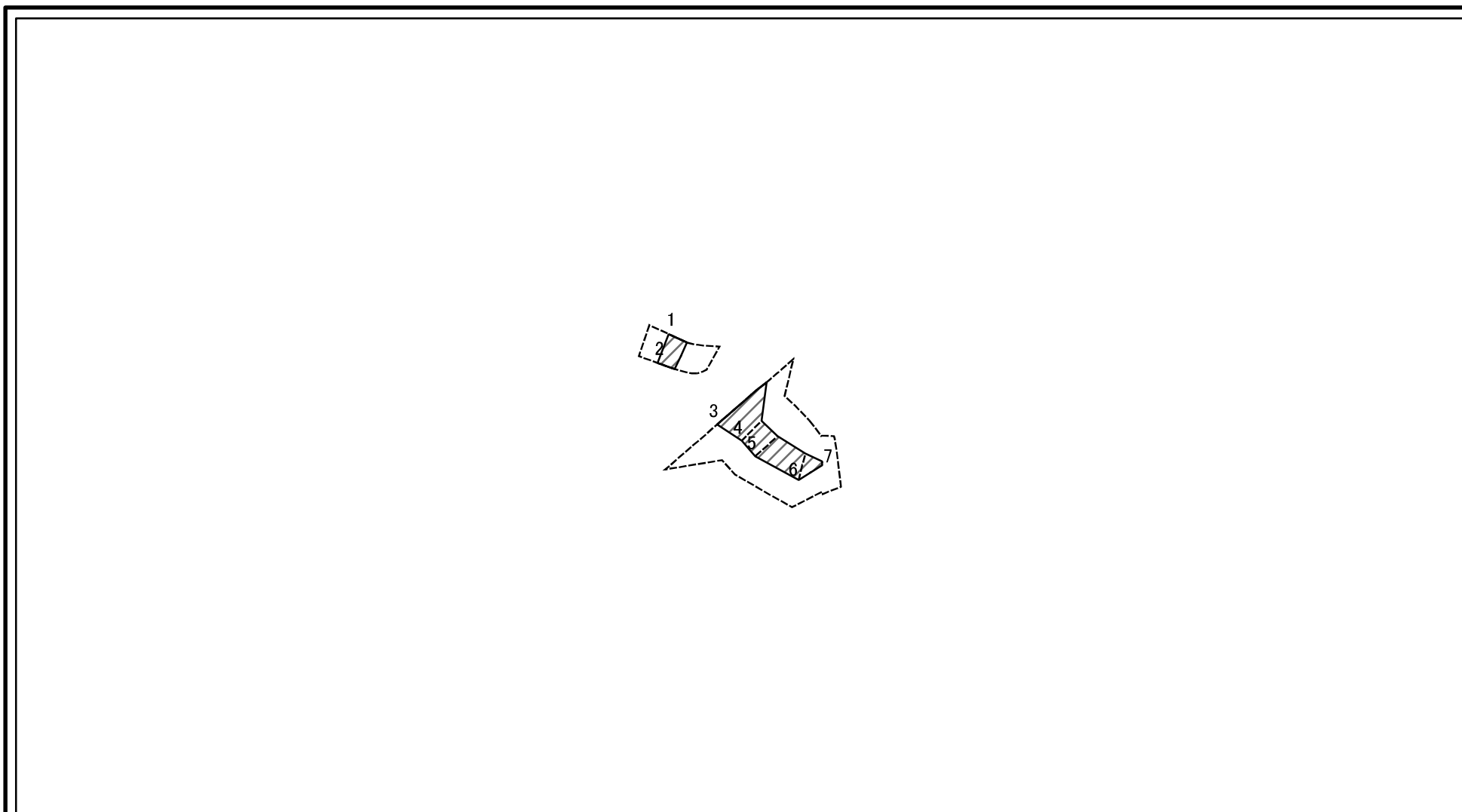
所在地

II-492

五関4号

秋田県秋田市下北手寒川
字五関及び寒川

土砂災害警戒区域等の指定の公示に係る図書(その2-2)

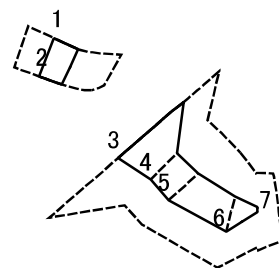


0 25 50 100
m

図中の数字は横断測線番号を示す

様式-2-2(急) 土砂災害特別警戒区域の区域区分図 (急傾斜地の崩壊に伴う土石等の移動により 建築物の地上部に作用すると想定される力)	土砂災害防止法施行令第二条の基準に該当する区域		N 縮尺 1:2,500	自然現象の種類	急傾斜地の崩壊	箇所番号	II-492
	土砂災害防止法施行令第三条の基準に該当する区域			告示番号	第358号	箇所名	五関4号
	それ以外の区域			告示年月日	平成30年7月13日	所在地	秋田県秋田市下北手寒川 字五関及び寒川

土砂災害警戒区域等の指定の公示に係る図書(その2-3)



0 25 50 100
m

図中の数字は横断測線番号を示す

様式-2-3(急)
土砂災害特別警戒区域の区域区分図
(急傾斜地の崩壊に伴う土石等の堆積により
建築物の地上部に作用すると想定される力)

土砂災害防止法施行令第二条の基準に該当する区域	
土砂災害防止法施行令第三条の基準に該当する区域	
それ以外の区域	

N
縮尺
1:2,500

自然現象の種類	急傾斜地の崩壊	箇所番号	II-492
告示番号	第358号	箇所名	五関4号
告示年月日	平成30年7月13日	所在地	秋田県秋田市下北手寒川 字五関及び寒川

土砂災害警戒区域等の指定の公示に係る図書(その3)(案)

(1/1)

横断測線の区間	土石等の移動により建築物の地上部に作用すると想定される力				土石等の堆積により建築物の地上部に作用すると想定される力				横断測線の区間	土石等の移動により建築物の地上部に作用すると想定される力				土石等の堆積により建築物の地上部に作用すると想定される力			
	土石等の(移動)高さが1m以下の場合、土石等の移動による力が100kN/m ² を超える区域		それ以外の区域		土石等の堆積の高さが3mを超える区域		それ以外の区域			土石等の(移動)高さが1m以下の場合、土石等の移動による力が100kN/m ² を超える区域		それ以外の区域		土石等の堆積の高さが3mを超える区域		それ以外の区域	
1 ~ 2	-	-	77.87	1.00	-	-	9.98	1.98	~								
2 ~ 3	-	-	100.00	1.00	-	-	13.95	2.76	~								
3 ~ 4	-	-	96.84	1.00	-	-	11.84	2.34	~								
4 ~ 5	-	-	96.84	1.00	-	-	12.07	2.39	~								
5 ~ 6	-	-	92.81	1.00	-	-	15.16	3.00	~								
6 ~ 7	-	-	-	-	-	-	-	-	~								
7 ~ 8	-	-	-	-	-	-	-	-	~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								

様式-3(急) 建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項	自然現象の種類	急傾斜地の崩壊	箇所番号	II-492
	告示番号	第358号	箇所名	五関4号
	告示年月日	平成30年7月13日	所在地	秋田県秋田市下北手寒川字五関及び寒川